

# 主任技術者等の兼任等の取扱いについて

業者のみなさまへ

令和3年4月  
帯広市契約管財課

本市発注工事における主任技術者等の兼任及び専任を要しない期間について、次のとおり取扱いを定めましたのでお知らせします。

## ○兼任の取扱い

次に掲げる条件のすべてを満たす(特例監理技術者に関しては、(1)と(4)を満たす)工事については、主任技術者の兼任を合計で3件まで、特例監理技術者の兼任を合計で2件まで認めることとします。ただし、特例監理技術者の兼任は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲に限ります。

- (1) 公共機関(国(独立行政法人は除く)・北海道・市町村)が発注する工事であり、工事場所が原則帯広市内であること。
- (2) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。
- (3) 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- (4) 同一の建設業者が施工する場合であること。

兼任を希望する受注者は、「主任技術者等兼任届(様式第1号)」を契約管財課に提出し、市長は上記の条件を満たす場合に兼任を認めることとなります。(専任を要する工事と兼任する場合。それ以外の場合は監督員に提出。)

## ○専任を要しない期間の取扱い

次のいずれかに該当する期間は、専任を要しないこととします。

ただし、いずれの場合も発注者と受注者との間で、打合せ記録等の書面により、常駐を要しない期間があらかじめ明確になっていなければなりません。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 災害復旧工事等発注者が特に認める期間
- (5) 前4号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間